

## 2014年度 國學院大學法科大学院

### 《Ⅱ期法律科目試験》

# 憲 法

#### ● 注意事項

- 1 試験時間は、14時45分から15時45分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
  - ① 受験番号
  - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

Xらは、Y県が設置・運営するY県立大学の学生であり、大学公認サークルである社会問題研究会のメンバーである。大学公認サークルには、大学から年40万円の活動補助費が支給されている。

社会問題研究会は、2012年度の研究テーマを原発問題として1年間、関連資料を収集し、討議を重ねてきた。

この間、Xら社会問題研究会の中心メンバーは、反原発を掲げる市民団体の集会やデモ行進に参加した。

Xらは、2012年度の研究活動の締めくくりとして、2013年3月11日にY県立大学の教室を使用して原発の是非を問う公開シンポジウムを開催することとした。

このシンポジウムには2012年に実施されたY県議会議員選挙で反原発を掲げて当選したA議員と原発推進を掲げて当選したB議員が参加することとなっていた。

しかし、Y県立大学学長は、「政治的目的による使用は許可しない。」と定めるY県立大学教室使用規則第3条により、Xらの教室使用を許可しなかった。

Xらは、この教室使用不許可処分は憲法違反であると考えた。すでに、開催予定日が過ぎていたので、XらはY県を相手どり国家賠償請求訴訟を提起することにした。

〔設問1〕 Xらの憲法上の主張を示しなさい。

〔設問2〕 想定されるY県側の反論を示しなさい。